

議案第 5 3 号

亀山市防災会議条例の一部改正について

亀山市防災会議条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 4 年 8 月 3 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市防災会議条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市防災会議条例の一部を改正する条例

亀山市防災会議条例（平成17年亀山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第3項に次の2号を加える。

- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認め委嘱する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。